

健康づくり活動支援助成制度 Q & A

令和8年7月更新

番号	項目	質 問	回 答	備考
1	助成対象	健康課題解決のための活動がグループ本来の活動でもいいですか？	グループ本来の活動とは別に新たな活動をしていただく場合に助成対象になります。	
2	助成対象	健康づくり活動助成を契機に、友人・知人と新たに健康づくりグループを結成しました。助成の対象になりますか？	何らかの関係性から発生したグループであれば対象となります。 (例：PTA、職場有志) 必要な手続きをお願いします。	助成を申請するためにSNS等で関係性のない方が集まった団体は対象外です。
3	助成対象	既存のグループですが対象になりますか。	既存グループを対象にしております。グループの活動に加えて新たに健康づくり活動を始めることで対象になります。	
4	助成対象	他の団体に重複している構成員がいてもいいですか。	構成員の5割以上は他の助成団体と重複していないことを条件としています。	
5	助成期間	活動期間はいつからですか？	助成金の対象になるのは助成決定通知日から1月15日に請求するまでの期間です。	
6	助成期間	3年間継続しないといけませんか。1年毎の申請ですが、途中、実施しなくても3年にカウントされますか。	3年間継続していただくことを想定しておりますが、グループの事情で終了や中止することも可能です。活動中止する年度はカウントされません。	書類を提出することで中断再開ができます。 ※第5号様式「北区健康づくり活動中止(廃止)承認申請書」
7	審査	達成度は区がチェックできますか？(例えばあるきたの歩数8000歩)	区はチェックできません。グループ内で達成状況を確認して報告書に記載してください。	
8	申請	申請後、決定通知までの期間はどのくらいですか？	原則、決定通知まで約2週間かかります。なお、取組設定目標など保健師とやり取りが複数回必要な場合は、さらに時間がかかる場合があります。迅速な対応に努めますが、お時間いただくことをご了承ください。	
9	申請 (更新)	2年目の助成はいつからかですか？ (今年度助成を受け、令和8年度は2年目の更新申請の場合)	1月5日～2月26日の期間に申請書と計画書を提出して来年度(4月から)の更新手続きしてください。 助成対象期間：令和8年4月1日～令和9年1月15日(必着)	
10	申請 (新規)	令和8年度新規申請はいつからかですか？	令和8年4月10日(金)8時30分～となります。	
11	申請 (新規)	名簿の住所は必須ですか。	必須です。在勤の方は、勤務先住所を記載していただいてもかまいません。	
12	申請 (新規)	来年の新規申請はいつからですか。	来年の4月前半からの予定です。	
13	助成項目	対象経費は何ですか？	(健康づくりグループに関しては)【新たに取り組む健康活動】にかかる経費で表に書いてある経費が対象です。	
14	助成項目	材料費に食料は該当しますか？サンプル食品を配るのは該当しますか？	食材、飲食費は対象外です。サンプル食品については、計画書に活動内容や予定金額の内訳をもって判断いたします。	
15	助成項目	団体の活動場所が集まりの最後に血圧を測れば施設使用料を請求できますか？	計画書に活動内容や予定金額の内訳をもって判断いたします。	
16	助成項目	報償費は対象になりますか？	対象になりません。 但し講師派遣について、年に2回「健康づくり人材バンク」を活用することは可能です。	
17	助成項目	講師謝礼の支払い方法について。 年2回の講師派遣制度に上乗せして支払いたい場合、活動助成費から支払うことはできますか？	できません。派遣制度を利用する際の謝礼上乗せ分は団体独自の会費からお支払いください。	
18	助言	助言は助成決定の前ですか？それとも後ですか？	助成決定前になります。計画書を提出いただき、助言します。	
19	活動の実施	あるきたアプリのダウンロードについて、区でどのように確認するのですか？	申し出により判断します。	
20	活動の実施	あるきたアプリのダウンロードについて、スマホがない場合、ダウンロード率が100%になりません。	スマホがなければ必須とはしません。 また、その他個別の事情がある場合はご相談ください。	